

バルシューレジヤパン認定団体および指導者処分基準

(2020年8月19日制定)

(目的)

1. この基準は、バルシューレジヤパン認定団体登録に関する細則およびバルシューレジヤパン指導者登録に関する細則に基づき、バルシューレジヤパン認定団体および登録指導者(以下、バルシューレジヤパン登録者)に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

(違反行為)

2. この基準における違反行為とは、バルシューレジヤパンが定めた認定団体基準・細則、およびその他の理事会での決定事項において、バルシューレジヤパン登録者が遵守する義務のある事項に違反する行為をいう。またバルシューレジヤパンに登録した指導者は、社会的規範に反することのないよう行動し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指導者は、暴力、暴言、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- (2) 指導者は、個人を尊重し、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 指導者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (3) 指導者は、公金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- (4) 指導者は、自らの社会的な立場を認識して常に自らを厳しく律し、バルシューレジヤパンの指導者として信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(違反行為の事実確認および処分基準)

3. バルシューレジヤパン登録者が前項の違反行為を行った疑いがあるときは、事実確認の調査を行う。この対応の結果、バルシューレジヤパン登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該団体および登録者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として、偶発的な違反行為に対して科す。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は一定期間バルシューレ活動を停止させることを通告する。主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して科す。

(3) 活動停止

文書での通知を以って、一定期間バルシューレ活動を停止させる。活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。

(4) 登録取消し及び再登録の禁止

文書での通知を以って、バルシューレジャパンへの登録を取り消すと同時に、再登録を禁止する。大きな被害が生じていたり、被害者がバルシューレ活動を中止した場合など、重大な違反行為に科す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

4. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
5. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者の年齢、被害者の心理的負荷・バルシューレ活動への影響、日頃のバルシューレ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無およびその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

(処分決定機関等)

6. 処分の決定は、バルシューレジャパン理事会において行う。

(処分決定に対する意義申立)

7. 処分決定に不服がある場合には、当該登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

(基準の改廃)

8. この基準の改廃は、バルシューレジャパン理事会の承認を経て行う。